

宝塚市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年4月

宝塚市通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

子どもたちが安全また安心して通学できる環境をつくることは、わたしたち大人の大きな役割です。しかし、残念なことに登下校中に児童生徒が交通事故に巻き込まれ、命を落としたり大きなけがを負ったりする事案が多く発生し、子どもたちや保護者の安心が脅かされている現状があります。本市においても、平成24年度には学校、保護者、関係機関が連携し、小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議・検討してきました。また、平成25年度からも、小学校区ごとに通学路の点検を実施しているところです。

このような中、通学路の安全確保について継続した取組を行うため、関係機関の連絡体制を構築するとともに、「宝塚市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ってまいります。

2 通学路交通安全推進会議の設置

通学路の安全確保に向けた関係機関の連携を図るため、「宝塚市通学路交通安全推進会議」を設置します。本会議の構成員は以下のとおりとしています。また、本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

<構成員>

- ・宝塚市教育委員会学校教育部学校教育室学校教育課
- ・宝塚市都市安全部生活安全室防犯交通安全課
- ・宝塚市都市安全部建設室道路管理課
- ・宝塚市都市安全部建設室道路建設課
- ・兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所道路第2課
- ・兵庫県宝塚警察署交通課
- ・宝塚市立小・特別支援学校長会

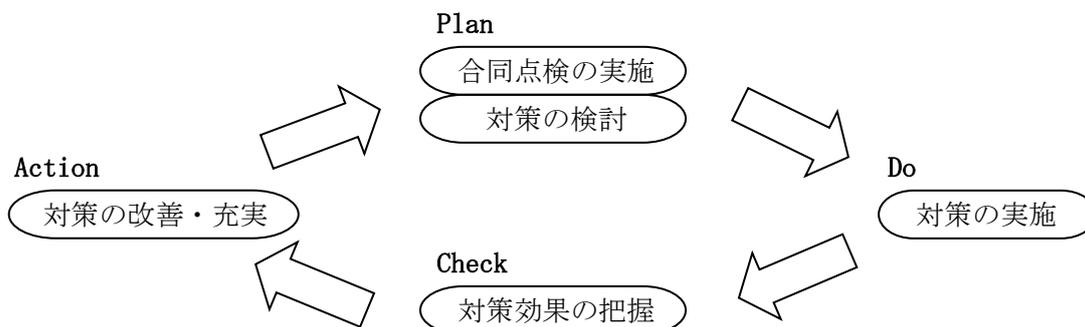
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、関係者、関係機関による合同点検を継続し、必要な対策を講じます。

また、これらの取組はP(計画)D(実施)C(検証)A(改善)のサイクルとして行い、通学路の安全性の向上を図っていきます。

<通学路安全確保のためのP D C Aサイクル>



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- ・ 市内の小学校がそれぞれ学校の実情に応じて、適宜合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、基本的に夏期に行うこととするが、学校の実情により時期を決定します。
- ・ 効率的、効果的に合同点検を行うため、小学校ごとに重点的に点検する場所を抽出して、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

- ・ 合同点検を行う体制は、小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、市防犯交通安全課、市教育委員会を基本として、必要に応じて地域関係者等にも参加を依頼します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果、対策が必要になった箇所については、道路管理者、警察、市防犯交通安全課、市教育委員会が集まって、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策、交通規制や交通安全教育などのソフト対策など、具体的に対策内容を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施については、対策が円滑に進むよう関係者間の連携を密に図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が得られているのか、児童生徒の安全がより確保されているのか等を確認します。

確認の方法については、小学校や保護者、地域等から聞き取りを行うなど、有効な手段を用います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や把握した対策効果の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの一覧表と箇所図を作成します。この一覧表と箇所図は必要に応じて公開します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

5 「宝塚市すみれ子ども安全マップ」への反映

市教育委員会が3年ごとに作成して、小学1年生と中学1年生などに配付している「宝塚市すみれ子ども安全マップ」(※)に、点検結果や対応結果を反映します。

※「宝塚市すみれ子ども安全マップ」は、市内公立23小学校区ごとの小学校版と市内公立12中学校区ごとの中学校版があります。